

# 平成31年度 税制改正要望項目

平成30年8月  
金融庁



# 平成31年度税制改正要望における 主要要望項目

## 1. 家計の安定的な資産形成の実現

- NISA制度の恒久化等
- 相続した株式の譲渡における相続税（株式分）の取扱いに関する見直し
- 金融所得課税の一体化
- 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化及び拡充

## 2. 金融のグローバル化への対応

- 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応
- 外国子会社合算税制（CFC税制）に係る所要の措置

## 3. その他の重要項目

- 生命保険料控除制度の拡充
- 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長

# **1. 家計の安定的な資産形成の実現**

## ◆ NISA制度の恒久化等

### 【要望事項】

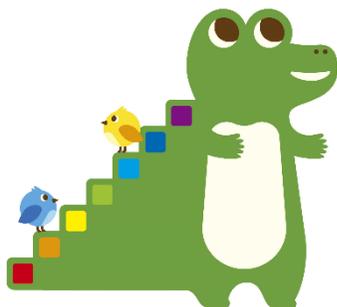
#### ○ NISA制度の恒久化

- ・ 家計の安定的な資産形成を継続的に後押しする観点から、NISA制度（一般・ジュニア・つみたて）について、恒久措置とすること。

（「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、20年間の長期・積立・分散投資のメリットを享受できるよう、制度期限（2037年）を延長することを併せて要望）

#### ○ NISA制度の利便性向上等

- ・ NISA口座を保有する者が、海外転勤等により一時的に日本を離れている間であっても、引き続きNISA口座を利用できるようにすること。
- ・ 成年年齢が引き下げられたことを踏まえ、NISA制度の利用開始年齢を引き下げること。 等



#### つみたてワニーサ

ある日突然人間界に現れた優しいワニ。

ゆっくり慎重派だけど、

みんなから信頼され愛されている。

どっしりと安定感のある背中には

いつも何かを乗せて運んでいて、

不思議なしっぽは右肩上がりに成長していく。

# ◆ NISA制度の恒久化

## 【現状及び問題点】

- NISA制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、**家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着**しつつあるが、時限措置であるため、**制度の持続性の確保**を求める声が多い。

※1 口座数:約1,168万件、買付額:約14兆円(一般・つみたての合計、2018年3月末時点)

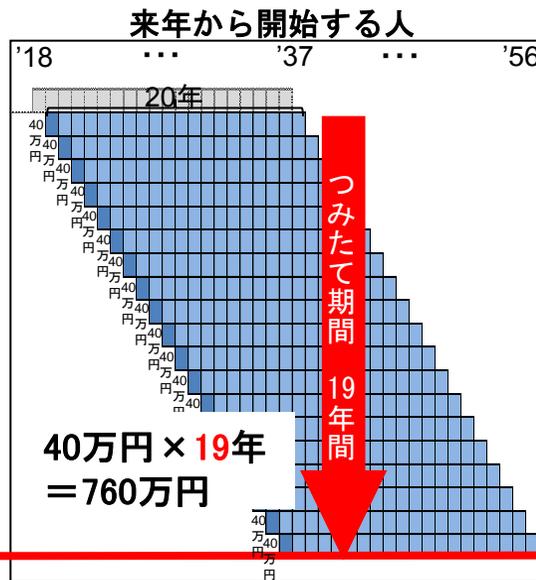
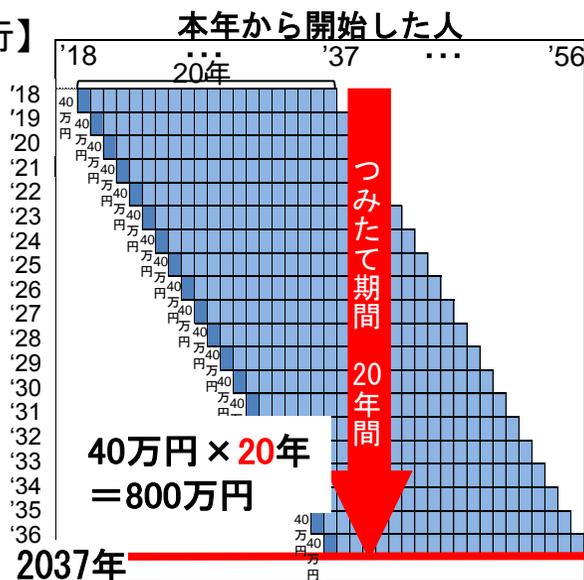
※2 「一般NISA」等は2023年まで、「つみたてNISA」は2037年までの時限措置

- 特に、「つみたてNISA」については、本年から投資を開始する人は**20年間**のつみたて期間が確保できる一方、来年以降は、つみたて期間が一年ずつ縮減し、長期の積立投資を奨励する制度であるにもかかわらず、**20年のつみたて期間が確保されない**。

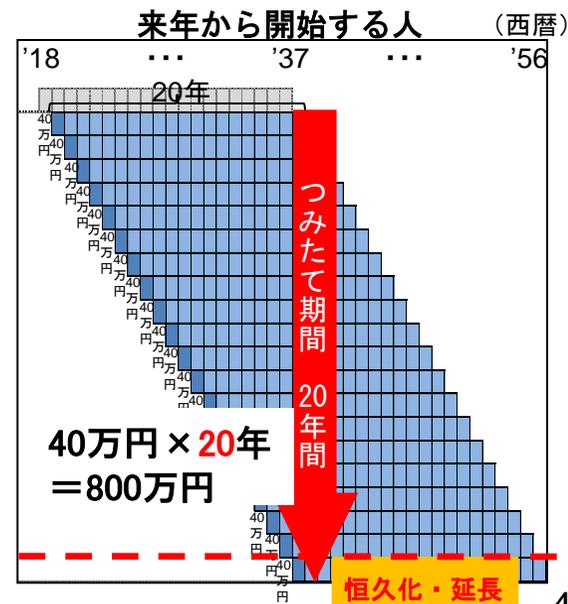
## 【要望事項】

- **家計の安定的な資産形成を継続的に後押し**する観点から、**NISA制度**(一般・ジュニア・つみたて)について、**恒久措置**とすること。
- なお、「つみたてNISA」については、開始時期にかかわらず、**20年間**のつみたて期間が確保されるよう、**制度期限(2037年)を延長**すること。

## 【現行】



## 【要望内容】



## ◆ NISA口座保有者の出国に伴う対応

### 【現状及び問題点】

- NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により**一時的に出国する場合**、既にNISA口座で保有している商品は**課税口座に**払い出されることになる。また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA口座に戻す（移管する）ことはできない。

### 【要望事項】

- NISA口座保有者が、海外転勤等により**一時的に出国する場合**など、日本を離れている間であっても**引き続きNISA口座を利用**できるようにすること。

### 【要望内容】



# ◆ 相続した株式の譲渡における相続税(株式分)の取扱いに関する見直し

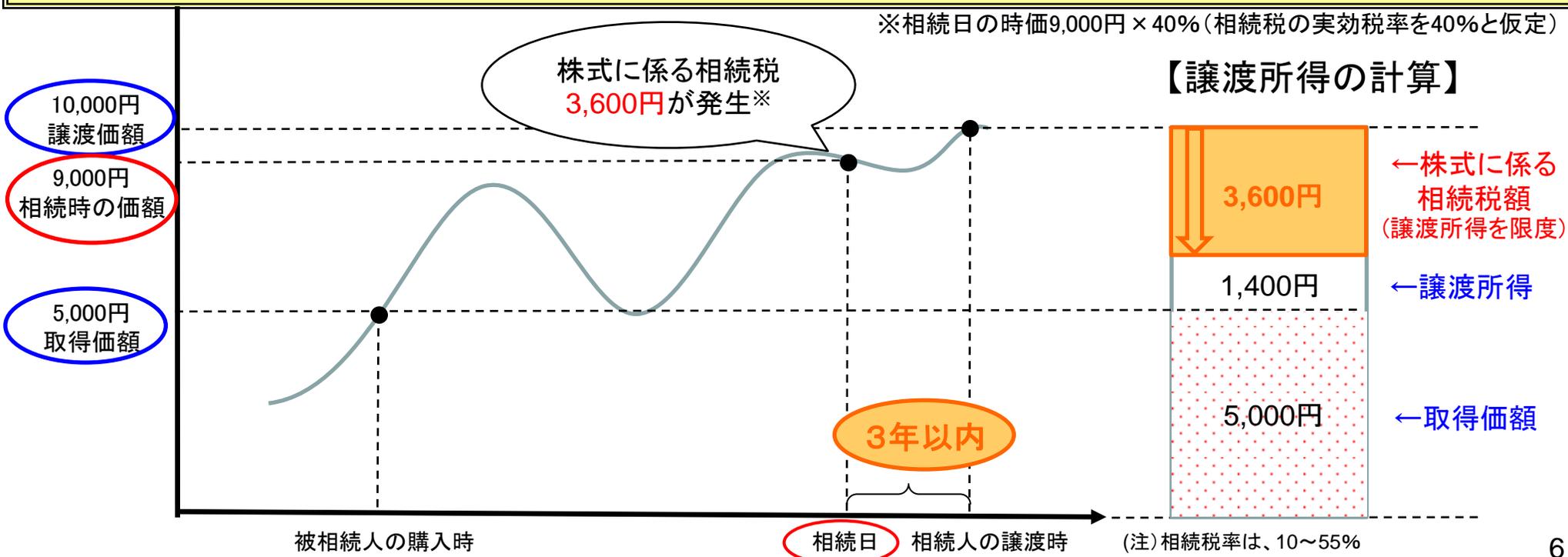
## 【現状及び問題点】

- 相続人が、相続した上場株式等を売却する場合、その売却が**3年以内**ならば、当該株式に係る相続税分を譲渡所得から差し引くことが可能(相続税と所得税の負担の調整)。
- しかしながら、3年以内に売却しなければ、当該相続税分は全く考慮されないことから、相続後、**3年以内**の株式**売却を助長**している(税制が国民の資産選択を歪めている)との指摘がある。

## 【要望事項】

世代を通じた長期の株式保有を促す観点から、当該売却期間に関する**制限(3年以内)**を撤廃し、国民の資産選択に歪みを与えない(相続後の株式売却を助長しない)よう、税制を整備すること。

(注)国民の資産選択に歪みを与えない観点から、上場株式等の相続時の評価に係る見直しについても併せて要望。



# ◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大) [農水省・経産省が共同要望]

## 【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

## 【要望事項】

投資家が**多様な金融商品に投資しやすい環境を整備**し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること。

### 金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

## 【平成30年度税制改正大綱(抜粋)】

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避の防止するための実効性のある方策の必要性を踏まえ、検討する。」

# ◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化及び拡充 [文科省主担]

## 【現状及び問題点】

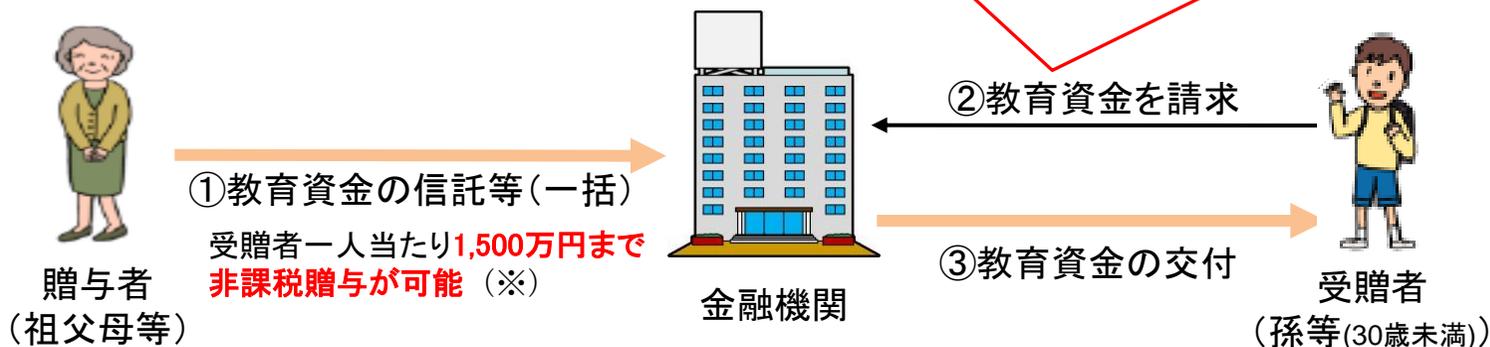
- **世代間の資産移転を後押し**し、贈与された資金が教育資金として有効に活用される仕組みとして、教育資金一括贈与の特例が平成25年4月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
- 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、子育て世代の教育費負担は重く、**特例の継続(恒久化)**を求める声が多い。
- また、金融機関から教育資金を払い出す際に、少額であっても、教育目的であることを証明できる領収証の提出が求められることが利用促進を阻害しているため、**事務手続の簡素化**を求める声がある。

## 【要望事項】

- ・ **世代間の資産移転を後押し**するため、平成31年3月末までの時限措置とされている本特例を**恒久措置**とすること。
- ・ 教育資金の交付請求時における領収書の提出要件の緩和(1万円以下を3万円以下まで引き上げ)など、**事務手続の簡素化等**を図ること。

## 【制度の概要】

【現行】1万円以下の支出については、領収書に代えて明細書の提出が可能。  
【要望事項】明細書の提出が可能な範囲を3万円以下に引き上げること。



## <教育資金贈与信託の受託状況>



※ 教育費以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税。

## **2. 金融のグローバル化への対応**

## ◆ 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応

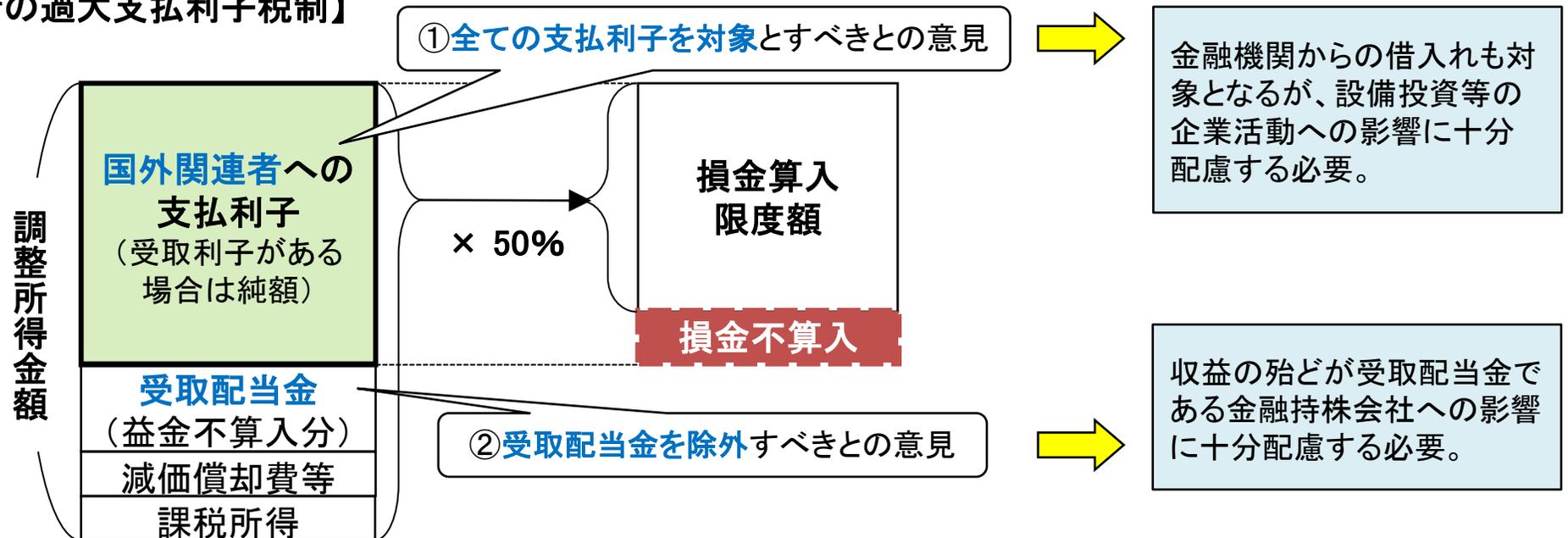
### 【現状及び問題点】

- **過大支払利子税制**は、企業が関連者に対して過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度。
- 2015年、OECDは、**BEPS**（Base Erosion and Profit Shifting）**プロジェクト**に関する最終報告書を公表。過大支払利子税制についてもコモン・アプローチを示しているところ。
- 今後、我が国において、多国籍企業による租税回避の防止という（BEPSの）観点から、過大支払利子税制の見直しを行う場合に、**金融マーケットへの影響**も十分考慮する必要。

### 【要望事項】

過大支払利子税制の見直しを行う場合は、金融マーケットへ悪影響を及ぼさないよう対応すること。

### 【現行の過大支払利子税制】



# ◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置

## 【現状及び問題点】

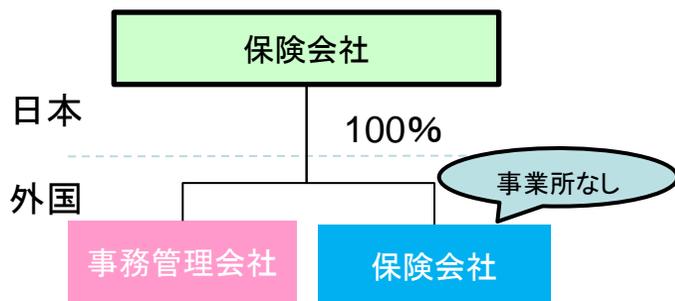
- 外国子会社合算税制(CFC税制)とは、軽課税地国に所在する外国子会社等(CFC)を用いた租税回避行為を防止する観点から、一定の外国子会社等の所得を合算して、日本で課税する制度。
- 平成29年度税制改正において、現地に事業所等がない場合は合算対象となる改正がなされたが、実質的に現地で事業(保険)を営んでいると認められる場合には、競争上不利にならないよう合算課税の対象から除外される措置がなされているところ。
- しかしながら、実質的に現地で事業(保険)を営んでおり、租税回避目的がないにもかかわらず、未だ措置の対象にならない場合があり、早期是正を望む声がある。

※2018年度より、米国において法人税率が35%から21%へと大幅な引き下げが行われ、特に問題が顕在化

## 【要望事項】

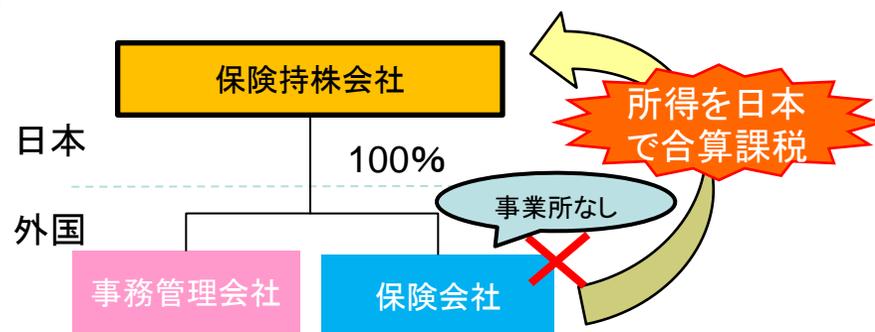
本邦金融機関等の外国子会社等の所得が、租税回避目的がないにも関わらず、合算課税を受けないよう、ビジネスの実態を踏まえた所要の措置を講じること。

### 【合算対象外】



保険事務を管理会社に委託しているため、保険会社に事業所等はないが、実質的に保険業を営んでいるため、合算の対象外

### 【合算対象】



左記同様、実質的に保険業を営んでいるが、保険持株会社の傘下の外国法人の場合、合算の対象

### **3. その他の重要項目**

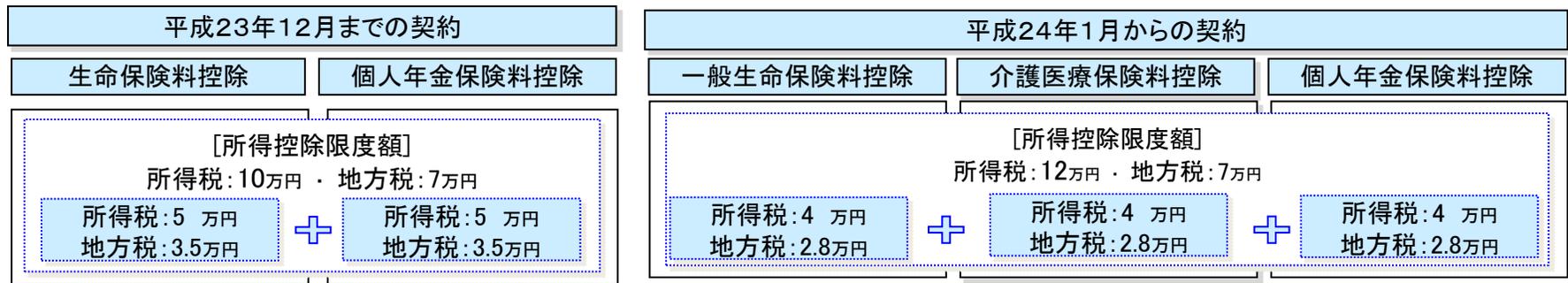
# ◆生命保険料控除制度の拡充

## 【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【要望内容】 所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。

## 【現行制度】



## 【要望する制度】



# ◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長

## 【現状及び問題点】

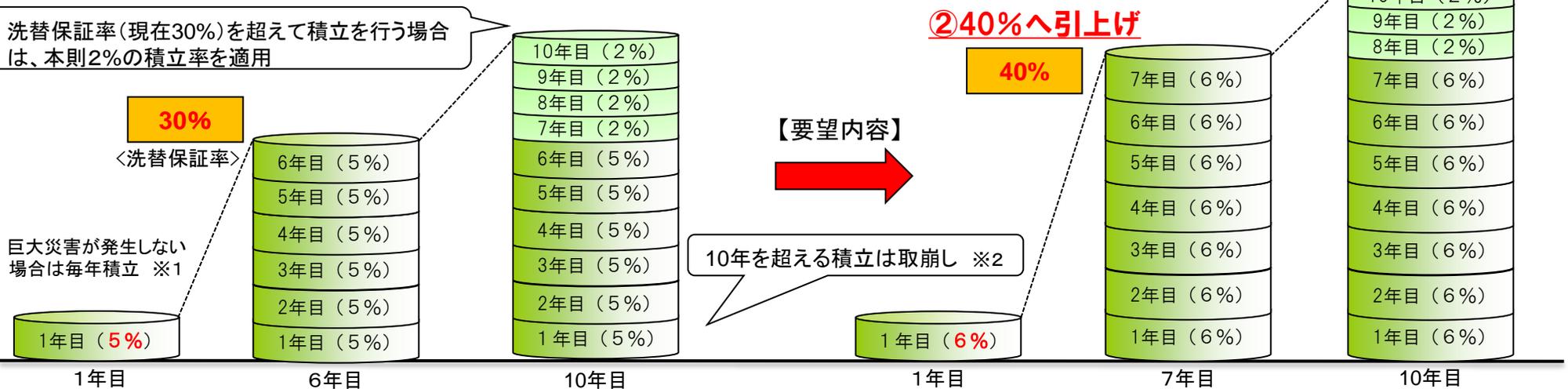
- 損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大⇒ 異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準。
- 巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐える、十分な残高の確保・維持が必要不可欠。

## 【要望事項】

- 低水準となっている残高を早期回復するため、平成31年3月末までの時限措置となっている経過措置を延長するとともに、高額化する保険金支払いを踏まえた残高を確保する観点から積立率(現行3%)等を上げること。
- ①積立率 : 正味収入保険料 × 現行5% (本則2%、経過措置3%) → 6% (本則2%、経過措置4%)
- ②洗替保証率 : 正味収入保険料 × 現行30% → 40% ※本則積立率適用残高率も同様

### 現行

### 要望内容



※1 支払保険金の総額が正味収入保険料の50%を超える場合、当該超過額を取崩して支払いに充てる。

※2 ただし、残高が30%に達するまでは取崩し不要。

## 〔その他の要望項目(1)〕 ◆は日切れ関連

### 【銀行等関係】

- ◆ 日本版スクークに係る非課税措置の延長
- ◆ 協同組織金融機関に係る一括評価金債権の割増特例措置の恒久化
- ◆ 金融機能強化法に基づく資本増強等に係る登録免許税の軽減措置の延長
- ◇ 事業用固定資産の減損損失に係る損金算入措置の創設
- ◇ 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入割合の引上げ

### 【保険関係】

- ◇ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ
- ◇ 保険会社に係る収入金額による外形標準課税方式の維持

### 【証券関係】

- ◇ 上場株式等の相続税に係る見直し
- ◇ 特定口座の利便性向上
- ◆ 日本版レベニュー債の利子非課税制度の延長
- ◇ 番号の告知に関する所要の措置
- ◇ 上場株式等の配当所得等に係る申告の簡素化(地方税)

### 【信託関係】

- ◇ 信託受益権の質的分割に係る所要の措置

## 〔その他の要望項目(2)〕 ◆は日切れ関連

### 【共同要望項目等】

- ◇ 投資信託の二重課税調整に係る所要の措置〔国交省と共同要望〕
- ◆ 経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化〔内閣府・復興庁と共同要望〕
- ◆ クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の拡充及び恒久化〔財務省と共同要望〕
- ◆ 破綻金融機関等から協定銀行が不動産を取得した場合の不動産取得税の非課税措置の延長  
〔財務省と共同要望〕
- ◆ 承継銀行等に係る資本割の特例措置の延長〔財務省と共同要望〕
- ◆ 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長〔内閣府主担〕
- ◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化〔内閣府主担〕
- ◆ 投資法人(Jリート)等に係る登録免許税及び不動産取得税の特例措置の拡充及び延長〔国交省主担〕
- ◇ 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予・免除の拡充〔中小企業庁主担〕
- ◆ 土地の所有権の信託登記に係る登録免許税の軽減措置の延長〔国交省主担〕